

昭和三十九年政令第三百八十三号

宅地建物取引業法施行令  
内閣は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第二条第一号、第三条第三項及び第二十二条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 宅地建物取引業法（以下「法」という。）

第二条 第一条の二の政令で定める公共の用に供する施設は、広場及び水路とする。

（法第三条第一項の事務所）

第一条の二 法第二条第一項の事務所は、次に掲げるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、宅地建物取引業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの

（手数料）

第二条 法第三条第六項の手数料の額は、三万三千円（同条第三項の免許の更新の申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円）とする。

2 前項の手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。

（法第四条第一項第一号等の政令で定める使用者）

第二条の二 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号及び第四号、第五条第一項第十二号及び第十三号、第六十五条第二項第七号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号の政令で定める使用者は、宅地建物取引業者の使用者で、宅地建物取引業に関し第一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。

（登録講習機関の登録の有効期間）

第二条の三 法第十七条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（営業保証金の額）

第二条の四 法第二十五条第二項に規定する営業保証金の額は、主たる事務所につき千万円、その他の事務所につき事務所ごとに五百万円の割合による金額の合計額とする。

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

（法第三条第一項の事務所）

第二条の五 法第三十三条等の法令に基づく条例の規定による処分

二 建築基準法（昭和一十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条第一項の許可並びに同法

十三条第一項（同法第五十七条の三第一項に

おいて準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法

第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項

の規定に基づく条例の規定による処分

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第二項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の許可

六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第二项ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第

五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の許可

六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第二项ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第

八 景観法（平成十六年法律第一百十号）第二十一条第一項及び第三十一条第一項の許可、同法第六十三条第一項の認定並びに同法第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二项並びに第七十六条第一項の許可

九 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百六十号）第七百九十七条第一項及び第五百八十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条第二項、第五项及び第六项第三号、第五十六条第三号及び第四号（これら

の規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項及び第四项各号、第五十六条の二第一項第一項た

だし書、第五十七条の四第一項たし書、第五十八条第二項、第五十九条第四項、第五十

九 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百六十号）第七百九十七条第一項及び第五百八十三条第四項、第五項及び第六项第三号、第五十三条第二項、第五项及び第六项第三号、第五十六条第三号及び第四号（これら

の規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項及び第四项各号、第五十六条の二第一項第一項た

だし書、第五十七条の四第一項たし書、第五

十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七十六条第一項、第二十六条第一项及び第六十七条第一項の許可

十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六条号）第二十二条第一項の許可

十二 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第七条第一項の許可

十三 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）第三十二条第一項の承認

十四 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第十八号）第五十一条第一項の承認

十五 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造成に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）第十三条第一項（都市再開発法（昭和四十六号）第五十一条第一項）附則第四条第二項の許可

十六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九号）第二十五条第一項の承認

十七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第一百四十五号）第三十四条第一項の承認

十八 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項ただし書の許可及び同法第三十八条第一項の承認

十九 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項の許可

二十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第四号に係る同項の許可

二十一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第

二十一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第

二十二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五百八十三条第一項の許可

二十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項及び第五百八十四条第一項の許可

二十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可

二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可

二十六 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の許可並びに同法第七十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五百八十五条第一項の許可

二十七 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五百八十六条第一項の許可

二十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十条、第三十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及

二十九 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第八条第一項の許可

三十 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十三条第一

令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る依頼者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該依頼者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」といふ。）によつて得るものとする。

2 宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る依頼者から書面等により法第三十四条の二第十一項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該依頼者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第三十四条の二第十一項の規定による承諾について準用する。  
(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

八 土地区画整理法第七十六条第一項、第九十一条、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条、第八十七条第五項並びに第九十条第四項

九 第百一項及び第三項、第一百第二項並びに第一百七条の二第一項及び第二項

十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第百条第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項

十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第一項

十二 被災市街地復興特別措置法第七条第一項

十三 新都市基盤整備法第三十九条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第百条第二項並びに新都市基盤整備法第五十条及び第五十一条第一項

十四 旧公共施設の整備に関する市街地の改造成に関する法律第十三条第一項（都市再開発法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合に限る。）

十五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五条第一項

十六 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第三十四条第一項

十七 流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項及び第九十五条の一

十八条 都市再開発法第七条の四第一項、第六十六条第一項及び第三十七条第一項及び第三十八条第一項

十九 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項及び第二項

二十 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三条号）第六条第一項及び第二項

二十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二

二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）

二十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十五条の五、第五十条の十三及び第五十条の二十

二十四 住宅地区改良法第九条第一項

二十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項及び第八条

二十六 農地法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項

二十七 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

二十八 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（昭和五十年第一項）

二十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（昭和五十年第一項）

三十 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条

三十一 自然公園法第二十条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）

三十二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条

三十三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三号）第十四条

三十四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条

三十五 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）第十五条の八第一項

三十六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の九

三十七 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）

三十九 海岸法第八条第一項

四十 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項、第四十六条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項

四十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）

四十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項

四十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七十七条第一項

四十四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十条第一項及び第十七条第一項

四十五 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の六、第三十一条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第十四条において準用する場合を含む。）

四十六 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第七条第二項及び第三十七条第三項

四十七 道路法第四十七条の十九、第四十八条の二十九の七、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項

四十八 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第一百九十五号）第十条

四十九 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十一条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）

五十 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

五一 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五项（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二百五十五条第一項、第二百二十八条第一項、第二百四十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十二条第二項

五十二 航空法第四十九条第一項（同法第五十  
五条の二第三項又は自衛隊法第七百七条第二項  
において準用する場合を含む。）及び第五十  
六条の三第三項

五十三 土地利用計画法（昭和四十九年法律第  
九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項  
並びに第二十七条の四第一項及び第三項  
（これらの規定を同法第二十七条の七第一項  
において準用する場合を含む。）

五十四 核原料物質（核燃料物質及び原子炉の  
規制に関する法律第五十一条の二十九第一項  
第五十五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条  
の十九第一項及び第三項

五十六 土壌汚染対策法（平成十四年法律第  
十三号）第九条並びに第十二条第一項及び第  
三項

五十七 都市再生特別措置法（平成十四年法律  
第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の  
八第五項及び第四十五条の十一第四項（これ  
らの規定を同法第四十五条の十三第三項、第  
四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一  
第三項、第七十三条第二項及び第一百九条の四  
第三項において準用する場合を含む。）、第四  
十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項  
並びに第八十八条第一項及び第二項

五十八 地域再生法（平成十七年法律第二十四  
号）第十七条の十八第一項及び第三項

五十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の  
促進に関する法律（平成十八年法律第九十一  
号）第四十六条、第四十七条第三項及び第五  
十条第四項（これらの規定を同法第五十一条  
の二第三項において準用する場合を含む。）

六十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二  
百二十三号）第四十九条の五（同法第四十九  
条の七第二項において準用する場合を含む。）

六十一 東日本大震災復興特別区域法（平成二  
十三年法律第百二十二号）第六十四条第四項  
及び第五項

六十二 大規模災害からの復興に関する法律  
（平成二十五年法律第五十五号）第二十八条  
第四项及び第五项

六十三 重要施設周辺及び国境離島等における  
土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に  
関する法律（令和三年法律第八十四号）第十  
三条第一項

第三条の一

は、前項に規定する制限のうち、都市計画第二十五条第一項第二号の法令に基づく制限で定めるものは、建物の貸借の契約によるものとする。

一 法第三十五条第三項第二号の法令に基づく制限で、当該建物に係るものとす

る。

十五條第三項第一号の法令に基づく制

(法第三十五条第八項の規定による承諾等に関する手続等) 第三条の三 法第三十五条第八項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る宅地建物取引業者の相手方等、宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は売買の相手方(以下この項及び次項において「相手方等」という。)に対し同条第八項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方等から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの(次項において「書面等」という。)によつて得るものとする。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方等から書面等により法第三十五条第八項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

前二項の規定は、法第三十五条第九項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「宅地建物取引業者の相手方等」とあるのは、「宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は」と、「又は売買の相手方」とあるのは、「ある宅地建物取引業者」と読み替えるものとする。

(法第三十七条第四項の規定による承諾等に関する手続等)

第三条の四 法第三十七条第四項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る同項各号に定める者(以下この項及び次項において「相手方等」という)に対し同条第四項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方等から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術において「相手方等」という)によりて得るものとする。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る買主から書面等により電磁的措置を受けない旨の申出があつたときには、当該電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該申出の後に当該買主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

前二項の規定は、法第四十一条の二第六項の規定による承諾について準用する。

(法第五十条の二の四の規定により法第三十五条第八項の規定を読み替えて適用する場合における第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「売買の相手方」とあるのは、「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方等から書面等により法第三十五条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けてない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

前二項の規定は、法第三十七条第五項の規定による承諾について準用する。

(法第四十一条第一項ただし書及び第四十一条の二第一項ただし書の政令で定める額)

第三条の五 法第四十一条第一項第一号の政令で定める金額(金融機関は、信用金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、信用協同組合で出資の融機関)

第四条 法第四十一条第一項第一号の政令で定める金融機関は、信用金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、信用協同組合で出資の

組合中央金庫及び労働金庫とする。

(法第四十一条第五項の規定による承諾等に関する手続等)

3 前二項の規定は、法第三十五条第九項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「宅地建物取引業者の相手方等」とあるのは、「宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は」と、「又は売買の相手方」とあるのは、「ある宅地建物取引業者」と読み替えるものとする。

(法第三十七条第四項の規定による承諾等に関する手続等)

第三条の四 法第三十七条第四項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る買主に対し電磁的措置(同項に規定する国土交通省令・内閣府令で定める措置をいう。次項において同じ。)の種類及び内容を示した上で、当該買主から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用してする方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるもの(次項において「書面等」という。)によつて得るものと読み替えるものとする。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る買主から書面等により電磁的措置を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該申出の後に当該買主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

前二項の規定は、法第四十一条の二第六項の規定による承諾について準用する。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る買主から書面等により電磁的措置を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該申出の後に当該買主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

前二項の規定は、法第四十一条の二第六項の規定による承諾について準用する。

(法第五十条の二の四の規定により法第三十五条第八項の規定を読み替えて適用する場合における第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「売買の相手方」とあるのは、「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方等から書面等により法第三十五条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けてない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

前二項の規定は、法第三十七条第五項の規定による承諾について準用する。

(法第四十一条第一項ただし書及び第四十一条の二第一項ただし書の政令で定める額)

第三条の五 法第四十一条第一項第一号の政令で定める金額(弁済業務保証金分担金の額)

(弁済業務保証金分担金の額)

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。

会社(同法第二条第二項に規定する保険会社をいう。)の子会社(同法第二条第十二項に規定する子会社)であつて、農業協同組合連合会の子会社(同法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。)であるもの

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第八十七条の二第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社(同法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。)であるもの

三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、信用協同組合連合会の子会社(同法第四十二条第一項において準用する同法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。)であるもの

四 协同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、信用協同組合連合会の子会社(同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)であるもの

五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八号)第五十四条の十七第七第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社(同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)であるもの

六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、長期信用銀行(同法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)の子会社(同法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの及び同法第十六条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、長期信用銀行持株会社(同項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)の子会社であるもの

七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第七号)第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、銀行(同法第二条第一項に規定する銀行をいう。)の子会社(同法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。)であるもの

八 保険業法(平成七年法律第二百五号)第一百六条第一項第七号に掲げる会社であつて、保険

会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)の子会社であるもの

九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社(同法第二百四十二条に規定する子会社をいう。)であるもの

十 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十九条第一項第五号に規定する子会社をいう。)であるもの

十一 株式会社商工組合中央金庫の子会社(同法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。)であるもの

十二 株式会社商工組合中央金庫(同法第七十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社(前条各号に掲げる信託会社をいう。以下この条において同じ。)には、適用しない。

第十九条 法第七十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関(銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百七十七号)附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいるものを除く。次項において同じ。)及び特別信託会社で宅地建物取引業を営むものについては、前項に規定する規定を除き、法第三号に規定する規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第二号に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通大臣で定めるところにより、その旨を

第十二条 法第七十七条第一項第八号に規定する子会社(同法第二条第八号において同一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十三条 法第七十七条第一項の政令で定める権限は、法第七十七条の二第二項の政令で定める

に規定する内閣総理大臣の権限とする。

附 则 抄

(施行期日)



号) の施行の日 (昭和五十六年四月二十五日) から施行する。
<b>附 則 (昭和六二年三月二十五日政令第五)</b>
(施行期日) この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律 (昭和六十二年法律第六十六号) の施行の日 (昭和六十二年十一月十六日) から施行する。
附 則 (昭和六三年二月二三日政令第二)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日 (昭和六十三年三月一日) から施行する。
附 則 (昭和六年七月二九日政令第二)
(施行期日) 第一条 この政令は、昭和六十三年十一月二十一日から施行する。
2 (経過措置) 宅地建物取引業者は、この政令の施行の際に供託している営業保証金の額が改正後の宅地建物取引業法施行令 (以下「新令」という) 第二条の四に規定する営業保証金の額に不足することとなる場合においては、この政令の施行の最寄りの供託所に供託し、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
3 二十五条第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
4 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が附則第二項の期間内に同項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。
5 建設大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出をしないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 法第六十六条第九号の規定は宅地建物取引業者が前項の規定による処分に違反した場合について、法第六十九条の規定は建設大臣又は都道府県知事がこの項において準用する法第六十六条第九号の規定による処分をしようとする場合について、法第七十条の規定は建設大臣又は都道府県知事が前項の規定による処分をした場合及びこの項において準用する法第六十六条第九号の規定による処分をした場合について準用する。
7 この政令の施行の際に宅地建物取引業保証協会の社員である者は、この政令の施行の際に納付している弁済業務保証金分担金の額が新令第七条に規定する弁済業務保証金分担金の額に不足することとなる場合においては、この政令の施行の日から三月以内に、当該宅地建物取引業保証協会にその不足額を納付しなければならない。
8 宅地建物取引業保証協会は、前項の規定により弁済業務保証金分担金の不足額の納付を受けたときは、その日から一週間以内に、法第六十四条の七第二項に規定する供託所にその納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。
9 法第六十四条の七第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
10 宅地建物取引業保証協会の社員は、附則第七項に規定する期間内に、同項の規定による弁済業務保証金分担金の不足額の納付をしないときは、その地位を失う。

1 (施行期日) この政令は、森林法等の一部を改正する法律 (平成三年法律第三十八号) の施行の日 (平成三年七月二十五日) から施行する。
附 則 (平成三年四月二六日政令第一)
2 (施行期日) この政令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則 (平成三年七月二二日政令第二)
3 (施行期日) この政令は、平成四年八月一日から施行する。
4 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
5 (施行期日) この政令は、平成五年一月十五日から施行する。

6 法第六十五条の三の規定の適用については、同号イ中「同法第六十八条の三第三項の規定により同法」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 (平成四年法律第八十二号) 第二条の規定による改正前の建築基準法第八条の七第三号の規定の適用については、同号イ中「同法第六十八条の三第三項の規定により建築基準法」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 (平成四年法律第八十二号) 第二条の規定による改正前の建築基準法第六十八条の三の規定により建築基準法」とし、同号ロ中「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域又は第二種住居専用地域」と、「第一種低層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域」とする。
7 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定 第三条のうち都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第五条の次に六条を加える改正規定中都市開発資金の貸付けに関する法律 (昭和四十一年法律第十一号) 第一条の規定による改正規定中都市開発資金の貸付けに関する法律 (昭和四十一年法律第十一号) 第二項第一号イに係る部分 第五条の規定及び第六条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十九条第十号の改正規定は、土地区画整理事業法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律附則第一号ただし書の政令で定める日から施行する。
8 (施行期日) この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二年十一月二十日) から施行する。
9 (施行期日) この政令は、平成元年一月二一日政令第三
10 (施行期日) この政令は、平成五年五月六日政令第一

11 (施行期日) この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成元年十一月二十二日) から施行する。
12 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
13 (施行期日) この政令は、平成二年一月九日政令第三
14 (施行期日) この政令は、平成二年十一月二十日政令第三
15 (施行期日) この政令は、平成二年十一月二十日政令第三

附 則 (平成六年三月二十四日政令第六九)	附 則 (平成一〇年八月二六日政令第二)	附 則 (平成一四年一月二三日政令第一)	附 則 (平成一六年四月二一日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。	この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。	この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。	この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則 (平成六年一一月一一日政令第三六)	附 則 (平成一四年五月三一日政令第一)	附 則 (平成一六年二月一五日政令第一)	附 則 (平成一六年二月一五日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、都市再生特別措置法の施行の日（平成十四年二月一日から施行する）。	この政令は、都市再生特別措置法の施行の日（平成十四年六月一日から施行する）。	この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十四年六月一日から施行する）。
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。	第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年四月一日から施行する）。	第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年二月十五日）から施行する。	第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則 (平成七年五月二十四日政令第二)	附 則 (平成一四年一月一〇日政令第三)	附 則 (平成一四年一月一三日政令第一)	附 則 (平成一六年二月一五日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。	1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年五月六日）から施行する。	1 この政令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。	1 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附 則 (平成七年九月二七日政令第三四)	附 則 (平成一三年一月四日政令第四)	附 則 (平成一五年二月五日政令第三四)	附 則 (平成一六年二月一〇日政令第二)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十四号）の施行の日（平成七年十月一日）から施行する。	1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。	1 この政令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。	1 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。
附 則 (平成七年一二月八日政令第四〇)	附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第一)	附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第一)	附 則 (平成一六年二月一五日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	2 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。	2 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二六日政令第七四)	附 則 (平成一三年三月二八日政令第八)	附 則 (平成一六年一二月一七日政令第五)	附 則 (平成一七年五月二五日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十七年五月一日）から施行する。
附 則 (平成九年六月一三日政令第一九)	附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九)	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五)	附 則 (平成一七年五月二五日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十七年五月一日）から施行する。
附 則 (平成九年八月二九日政令第二七)	附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九)	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五)	附 則 (平成一七年五月二五日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十三年五月十八日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十六年三月十九日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十七年五月一日）から施行する。
附 則 (平成九年一一月六日政令第三三)	附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九)	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五)	附 則 (平成一七年五月二五日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日（平成九年十一月八日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十三年五月十八日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十六年三月十九日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十七年五月一日）から施行する。
附 則 (平成一六年三月一四日政令第五)	附 則 (平成一七年五月二五日政令第一)	附 則 (平成一六年四月二一日政令第一)	附 則 (平成一六年四月二一日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日（平成九年十一月八日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十三年五月十八日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十六年三月十九日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十七年五月一日）から施行する。
附 則 (平成一六年三月一四日政令第五)	附 則 (平成一七年五月二五日政令第一)	附 則 (平成一六年四月二一日政令第一)	附 則 (平成一六年四月二一日政令第一)
(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄	(施行期日) 号抄
1 この政令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年八月二十四日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成十六年三月三十一日から施行する）。	1 この政令は、法の施行の日（平成十六年三月三十一日から施行する）。	1 この政令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。



附則（平成二七年七月一七日政令第二三号）	この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。
附則（平成二七年八月七日政令第二八九号）抄	（施行期日）この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。
附則（平成二八年一月二九日政令第二八七号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十八年一月二九日政令第二八八号）抄
附則（平成二八年八月二九日政令第二八八号）抄	（施行期日）この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年八月一日から）から施行する。
附則（平成二九年六月一四日政令第一五六号）抄	（施行期日）この政令は、平成二九年六月一四日政令第一二二号）抄
附則（平成二九年九月二八日政令第二八〇号）抄	（施行期日）この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月二十五日）から施行する。
附則（平成二九年九月二八日政令第二八〇号）抄	（施行期日）この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年九月三十日）から施行する。
附則（平成二九年九月二八日政令第二八一号）抄	（施行期日）この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。
附則（平成二九年九月二九日政令第二九八号）抄	（施行期日）この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、第一条第二号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附則（平成二九年六月一四日政令第一五八号）抄	（施行期日）この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。
附則（平成二九年七月七日政令第一八八号）	（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。
附則（平成三〇年六月一日政令第一七八号）	（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成三〇年九月一二日政令第二二九号）抄	（施行期日）この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。
附則（平成三〇年九月一二日政令第二二九号）抄	（施行期日）この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
附則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄	（施行期日）この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附則（令和二年七月八日政令第二二七号）抄	（施行期日）この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。
附則（令和四年四月二七日政令第一五五号）抄	（施行期日）この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
附則（令和四年四月二七日政令第一五六号）抄	（施行期日）この政令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第十七条及び第四十四条の規定の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。
附則（令和四年九月一六日政令第三〇八号）抄	（施行期日）この政令は、法の施行の日（令和四年九月二十日）から施行する。
附則（令和四年九月一六日政令第三〇八号）抄	（施行期日）この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。
附則（令和四年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。
附則（令和三年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、令和二年十一月二十五日から施行する。
附則（令和三年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附則（令和四年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年一二月十六日）から施行する。
附則（令和四年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年一二月十六日）から施行する。

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附 則（令和六年六月二八日政令第二三八号）

この政令は、令和七年四月一日から施行する。